



# 広島県広報コンクール

## 最優秀賞に選ばれました

“伝わる”広報誌を目指し、昨年8月号からリニューアルした広報「あきたかた」。2021年の初受賞に続き、2年連続で2回目の「広島県広報コンクール最優秀賞」を受賞しました。

もっと伝わる、  
もっと読みたくなる、  
広報誌づくりに取り組んでいます

安芸高田市への愛着や誇りを高めるきっかけになるような広報誌を目指しています!

広報「あきたかた」は、市民の皆さんに市政の情報や市の魅力を知っていただくことを目的に発行しています。大切にしているのは「伝える」ではなく、「伝わる」こと。誰もが読みやすい文章やデザインで、手に取ってみたいくなる、そして内容が分かりやすい誌面になるよう力を入れています。

取材記事の中には、市民の方の思いをできるだけ載せるようにしています。モノゴトの背景にある物語や人となりを知ること、興味をひかれたり、ちょっとやってみようかな、と一歩を踏み出すきっかけになれば幸いです。

広報「あきたかた」は、一方通行で情報発信するツールではなく、市民と行政をつなぐコミュニケーションツールです。読者アンケートなどを通して、ぜひ、皆さんの感想や意見を聞かせてください。

こんな風に  
編集しています



■毎月、秘書広報課のメンバーで会議を行い、掲載する内容を決めています。いろいろな視点から話し合い、出てきたアイデアを整理しながら進めます。

■限られた誌面を有効活用するよう工夫しています。掲載している二次元バーコードから、より詳しい情報にアクセスできます。

### 最優秀賞を受賞したのはこちら



#### 〈審査員の講評〉

- 広報紙のレベルを一気に上げた印象がある。
- 伝えたいことが簡潔にまとめられており、若い人にも読みやすい文章。
- リニューアルしてポップでおしゃれになった。横書きのフォーマットに統一している点がとてもいい。



### 2023年度 まちづくり助成金

市民団体などの自主的なまちづくりの活動に対して、助成金を交付します。

《対象団体》 ※下記の全てに該当する団体

- 構成員が5人以上で、安芸高田市在住の方が含まれる、または所在地が本市にある団体

《審査対象活動》 ※下記のいずれかの活動

- 市が抱える課題の解決や魅力向上、人材育成につながる活動
- 市に広く利益をもたらすことができる活動

#### ■活動の例

- 高校生の放課後に学びの場を提供
- 空き家、空き店舗をみんなで改修してシェアスペース、集いの場づくり
- 地域の名所でマルシェ、屋台の開催
- 自然の中で子育て活動を企画運営
- 景観整備と新たなビジネスを実施
- 高齢者の困り事を若者の力で解決
- 既存のイベントで新たな取り組みを実施する手伝い
- 地場産品や伝統芸能などを応援する新たな取り組みを企画・実施

#### 《申請方法》

政策企画課地方創生推進係に設置している申請書類を提出

※市ホームページからダウンロードできます。

#### 《申込受付期間》

5月1日(月)～6月30日(金)17:00 ※必着

#### 《助成金額》

	スタートアップ部門	レベルアップ部門
支援目的	新たな活動を起こそうとする団体を支援	まちづくり活動を行ってきた団体の発展を支援
交付回数上限	1回	3回
助成金額上限(助成率:10/10)	70万円	10万円

#### 《助成対象活動期間》

交付決定後～2024年3月31日(日)

#### ■審査会(7月開催予定)

各申請団体が企画内容を発表し、その内容を「安芸高田市まちづくり助成金運営委員会」が審査します。この審査結果を受けて、市が助成金を交付します。

問政策企画課 地方創生推進係  
☎お太助フォン 42-5612 ㊟42-4376



### 軽自動車税(種別割) 減免申請を受け付けます

障害のある方が使用する軽自動車、原動機付自転車等は軽自動車税(種別割)が減免される場合があります(昨年度減免を受けた方には納税通知書発送時に申請書を同封します)。

#### 《対象者》

- 4月1日時点で、身体障害者手帳等を所持している方  
※認定の等級や障害の部位によっては、減免の対象にならない場合があります。

#### 《対象車両》

- 障害者本人が所有し、下記のいずれかに該当する車両
- 障害者本人が運転する軽自動車等
- 障害者と生計を一にする方が、その障害者のために運転する軽自動車等  
(障害者の年齢が18歳未満、または障害の状態が重い方の場合は、生計を一にする方の所有でも可)
- 障害者のみの世帯で、障害者を常時介護する方がその障害者のために運転する軽自動車等

※減免できる車両は、障害者1人につき1台です。

※普通自動車で減免を受ける場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることはできません。

※減免を受けた場合で、お太助タクシーチケットの交付を受ける方は、交付枚数が半分にになります。

#### 《申請時必要書類等》

- 軽自動車税(種別割)納税通知書
  - 減免申請書  
(用紙は税務課、または各支所窓口係にあります)
  - 手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳など)
  - 車検証  
(車検証がない車種の場合は標識交付証明書)
  - 運転する方の運転免許証
  - 納税義務者のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、個人番号通知カードなど)
- ※納税義務者以外の方が申請する場合は別途書類(本人確認書類など)が必要です。

#### 《受付期間》

5月10日(水)～24日(水)

※昨年度減免を受けた方も、改めて今年度の申請が必要です。

《申請窓口》 税務課市民税係、または各支所窓口係

問税務課 市民税係  
☎お太助フォン 42-5614 ㊟42-2130